

「多角形断面線材用ダイス」事件（知財高判令和 7 年 2 月 27 日 令和 6 年（行ケ）第 10013 号）に関する判決分析レポート

Gemini Deep Research

I. 事件の概要

A. 判決情報

本稿で分析対象とするのは、知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」）第二部が令和 7 年 2 月 27 日に判決を言い渡した、令和 6 年（行ケ）第 10013 号審決取消請求事件、通称「多角形断面線材用ダイス」事件である¹。本判決は、特許の訂正要件、特に新規事項の追加の有無が主要な争点となった事例であり、特許庁の審決を取消す判断を下したものである¹。令和 7 年という極めて最近の判決であり、特許実務における訂正の許否判断に関する最新の司法判断を示すものとして、その動向を注視する必要がある。

B. 当事者

本審決取消訴訟の原告は中国金網工業株式会社であり、被告（特許権者）は株式会社ノブハラである⁴。特許権の有効性を巡る企業間の紛争は、当該特許技術の経済的価値や市場における競争状況を背景に有することが多く、本件も例外ではないと考えられる。このような当事者間の利害対立の中で、裁判所が示した訂正要件に関する判断は、同様の状況に直面する他の企業にとっても重要な指針となり得る。

C. 対象特許及び関連手続の経緯

本件の対象特許は、発明の名称を「多角形断面線材用ダイス」とする特許第 6031654 号（以下「本件特許」という）である⁴。本件特許は、平成 27 年 9 月 6 日に優先権主張（平成 26 年 9 月 7 日）を伴い出願され、平成 28 年 11 月 4 日に請求項数 16 で設定登録された⁴。

本件特許を巡っては、複雑な手続経緯が存在する。まず、平成 29 年 5 月 12 日に原告から特許異議の申立て（異議 2017-700464 号事件）がなされ、これに対して被告は平成 30 年 5 月 1 日付訂正請求書に基づき訂正請求を行った。特許庁は平成 31 年 1 月 30 日付で、請求項 13 の削除を含む訂正を認めた上で、請求項 14 から 16 に係る特許を取り消し、請求項 1 から 12 に係る特許を維持する決定を下し、これが確定した。これにより、本件特許の請求項数は 12 となった⁴。

その後、原告は令和 2 年 4 月 21 日、本件特許について特許無効審判（無効 2020-800043 号事件。以下「本件無効審判」という）を請求し、訂正要件、記載要件（サ

ポート要件、明確性要件）、新規性及び進歩性に関する無効理由を主張した⁴。特許庁は令和4年1月20日付で、本件無効審判の請求は成り立たないとする審決（以下「1次審決」という）をしたが、原告はこの1次審決の取消しを求めて知財高裁に訴訟を提起した。知財高裁は令和4年11月16日（令和4年（行ケ）第10019号）、発明特定事項における「略多角形」の文言が明確性要件に違反するとして、1次審決を取り消す判決を下した⁴。この令和4年の判決は、本件特許のクレームにおける「略多角形」という文言の曖昧さが、第三者の利益を不当に害するほどに不明確であると判断したものであり、本件の背景を理解する上で重要なものである⁵。

今回の令和7年2月27日判決は、上記令和4年の知財高裁判決を受けて特許庁で行われた審理（令和6年1月9日付審決）に対する取消訴訟である。特許庁は、被告による新たな訂正請求（問題となった「略多角形」の明確化を意図したものと推察される）を認めた上で、再度、無効審判請求を不成立とした。この特許庁の判断に対し、原告が訂正要件（新規事項の追加）違反等を主張して、その取消しを求めたのが本件訴訟である³。

この一連の経緯は、特許クレームにおける当初の表現の曖昧さが、いかに長期にわたる複雑な紛争を引き起こし得るかを示している。特に、「略多角形」という一見柔軟性を持たせた表現が明確性要件違反と判断され、その後の訂正が今度は新規事項追加の観点から問題視されるという展開は、特許実務において多くの示唆を与える。当初の明細書の記載内容が、後の訂正の可否を大きく左右するという、特許制度の根幹に関わる問題が顕在化した事例と言える。

II. 本判決の核心：訂正の許否（新規事項の追加）

A. 争点となった訂正内容

知財高判令和7年2月27日判決における最大の争点は、被告（特許権者）が行った訂正が、特許法第126条第5項（同法第134条の2第9項で準用する場合を含む）に規定する新規事項の追加に該当するか否かであった¹。

この訂正は、先の令和4年（行ケ）第10019号判決において「略多角形」との記載が明確性要件に違反すると指摘されたことを受けて行われたものと考えられる³。具体的には、特許請求の範囲において、ダイスの開口部の断面形状を特定するにあたり、「基礎となる多角形の少なくとも1の角を、円断面に近づけるように、曲率半径0.8mm以上の円弧」で形成する旨の限定を付加するものであったと推察される³。この訂正の狙いは、「略多角形」という不明確とされた表現を、より具体的な数値範囲（「曲率半径0.8mm以上の円弧」）を用いて明確化することにあった。

しかし、この明確化の試みが、結果として当初明細書等に記載した事項の範囲を超えるものかどうか問われることになった。特許権者は、明確性要件違反という「岩盤」を避けようとして、新規事項追加という「浅瀬」に乗り上げてしまった格好であり、特許付与後の訂正がいかに困難な舵取りを要求されるかを示している。

B. 知的財産高等裁判所の判断及びその理由

知財高裁は、本件訂正事項が本件明細書の当初記載事項との関係で新たな技術的事項を導入するものであると判断し、本件訂正は認められないとして、これを認めた特許庁の審決を取り消した¹。

1. 「新たな技術的事項を導入するもの」と判断された具体的根拠

裁判所が本件訂正を新規事項の追加と判断した具体的な理由は、主に以下の点にあった³。

- 実施例の限定性と訂正事項の一般性との乖離:
本件明細書に記載された実施例は、引抜加工対象の棒材が四角形断面であり、作成される棒材の1辺が4mmであるという特定の条件下のものであった。これに対し、問題となった訂正事項（「曲率半径0.8mm以上の円弧」）は、基礎となる多角形の形状（例えば、三角形、五角形、六角形など）やその1辺の長さ、あるいは円弧の中心の位置について何ら特定・限定していなかった。つまり、当初明細書に開示された唯一の具体的な実施例から、訂正によって導入されようとしている一般的な技術思想（任意の多角形の角を特定の曲率半径以上の円弧で丸めること）を直接的かつ一義的に導き出すことはできないと評価された。
- 一般的説明及び技術的意義の欠如:
本件明細書には、上記特定の実施例以外の実施例は掲げられていなかった。さらに重要な点として、本件実施例における各数値の組み合わせ（例えば、1辺4mmの四角形に対して曲率半径0.8mmの円弧を適用すること）が持つ技術的意義や、本件発明における効果（例えば、潤滑剤の塊ができにくくなる効果）の発生機序・原理についての一般的な説明も欠けていた。特定の実施例で0.8mmという数値が用いられていたとしても、なぜ「0.8mm以上」という範囲であれば、異なる形状や寸法の多角形においても同様の効果が得られるのか、その根拠となる一般的な技術思想が当初明細書からは読み取れなかった。
- 効果の普遍性の開示不足:
上記の結果、裁判所は、本件明細書の当初の記載からは、角に置換される円弧について、基礎となる多角形の1辺の長さや円弧の中心の位置といった他の条件に関わらず、最低曲率として「半径0.8mm以上の円弧」であれば常に発明の効果が得られるという構成が開示されているとは認められない、と判断した。単一の実施例に

おける数値をもって、その数値を含むより広い範囲（「以上」）が、当初明細書に記載された発明の範囲内であると認めるには、その範囲全体にわたって発明の効果が得られること、あるいはそのような技術思想が開示されていることが必要であるが、本件ではその点が欠けていた。

これらの理由から、知財高裁は、本件訂正事項が「本件明細書の当初記載事項との関係で、新たな技術的事項を導入するものといわざるを得ない」と結論付けた³。この判断は、訂正によって数値範囲を導入または変更する際には、その範囲全体が当初明細書によって明確に裏付けられている必要があるという厳格な姿勢を示している。特に、特定の実施例に記載された数値を基に、より広い範囲（例えば「以上」「以下」）をクレームしようとする場合、その範囲全体にわたる技術的意義や効果の普遍性が当初明細書から読み取れる程度の開示が求められることを示唆している。単に実施例の数値がその範囲内に含まれているというだけでは不十分であり、その範囲を設定することの技術的根拠が当初明細書に内在していなければならないという、サポート要件にも通じる考え方が背景にあると考えられる。

2. 当初明細書の記載範囲の解釈

本判決における当初明細書の記載範囲の解釈は、極めて厳格であったと言える。裁判所は、訂正によって導入しようとした「曲率半径 0.8mm 以上の円弧」という特徴が、当初明細書に記載された特定の実施例（四角形断面、1 辺 4mm、円弧半径 0.8mm 程度）から、他の多角形状や寸法にも一般的に適用可能な技術思想として開示されていたか否かを慎重に検討した。

その結果、明細書には当該実施例以外に具体的な記載がなく、また、その数値の組み合わせの技術的意義や効果発生の原理に関する一般的な説明もなかったことから、特定の実施例を超えて「0.8mm 以上」という範囲全体にわたって発明の効果が得られるとは認められない、と判断した³。これは、当業者が当初明細書の記載全体を読んだときに、訂正後の発明特定事項が、そこに記載された発明の範囲内のものであると明確かつ直接的に認識できるか、という基準に照らしたものと考えられる。

特許庁の審決が、ある程度の技術的自明性や当業者の通常理解を前提として、より柔軟な解釈を許容したのに対し、裁判所は、明細書自体の文言や具体的な開示内容に重きを置き、そこに明確な記載がない限り、安易な一般化や拡張解釈を認めない姿勢を示した。これは、第三者保護の観点から、特許権の範囲が予期せぬ形で拡大されることを防ぐという新規事項追加禁止の趣旨に沿ったものと言える。特許権者にとっては、当初明細書に記載されていない事項を後の訂正で追加することはできないという原則を再確認させるものであり、明細書作成段階での十分な開示の重要性を改めて浮き彫りにした。

C. 特許庁審決との判断の相違点

本件では、訂正の許否（新規事項の追加）に関して、特許庁（審判合議体）と知財高裁とで判断が明確に分かれた³。この相違点を理解することは、実務において訂正の可否を検討する上で極めて重要である。

特許庁の審決は、本件訂正を許容するものであった。その理由として、審判合議体は、明細書の段落【0055】に「引抜加工用ダイス 101 のベアリング部 101b の開口部の一つの『角』を半径 0.8mm 程度の曲率の円弧(曲線)で結ぶ。」との記載があり、段落【0059】に「潤滑剤がたまる『角』がなくなる。結果として、このダイス 101 では円断面のダイスと同じような潤滑剤の挙動になり、潤滑剤の塊ができにくくなる。」との記載があることを指摘した。これらの記載から、円弧の曲率半径が 0.8mm 程度の場合にのみ潤滑剤の塊ができにくくなるわけではなく、むしろ曲率半径が大きくなるほど「角」がなくなり潤滑剤の塊が溜まりづらくなることは明らかであると判断した。その上で、「基礎となる多角形の少なくとも 1 の角を、円断面に近づけるように、曲率半径 0.8mm 以上の円弧、すなわち、少なくとも半径 0.8mm の曲率の円弧とすることは、本件明細書等に実質的に記載されていたといえる」として、本件訂正を新規事項の追加にはあたらないと結論付けていた³。

これに対し、知財高裁は前述の通り、より厳格な基準で当初明細書の記載範囲を解釈し、本件訂正は新規事項の追加に該当すると判断した。両者の判断の分岐点を以下の表にまとめる。

表 1: 新規事項追加に関する特許庁と知財高裁の判断比較

判断要素	特許庁（審判合議体）の判断	知的財産高等裁判所の判断	関連資料
「半径 0.8mm 程度の曲率の円弧」の解釈	「0.8mm 程度」に限定されず、それ以上も含むと解釈。曲率半径が大きいほど効果が向上することは明らか。	「0.8mm 程度」という記載は特定の実施例に関するものであり、それ以上の範囲を一般的に裏付けるものではない。	³
特定の実施例（四角形断面、1 辺 4mm）	可能であると判断（「明らかであ	不可。実施例は限定的であり、他の多角	³

からの一般化	る」）。	形や寸法への適用可能性、効果の普遍性についての一般的説明がない。	
「0.8mm 以上」という範囲の技術的意義の開示要否	効果の連続性から「実質的に記載あり」と判断。	範囲全体にわたる技術的意義や効果の普遍性が当初明細書から読み取れる必要があるが、本件では欠如。	3
発明の効果（潤滑剤の塊ができにくくなる）と範囲の関係	曲率半径が大きいほど効果は高まるとし、範囲全体での効果を肯定的に推論。	特定の実施例を超えて範囲全体で効果が得られるとの開示がない。	3
新規事項追加の結論	該当しない（訂正を許容）。	該当する（訂正は不許容）。	1

この比較から明らかなように、特許庁は、当業者の技術常識や発明の効果から推論される範囲について、ある程度柔軟に「実質的に記載されていた」と認める傾向があるのに対し、知財高裁は、あくまで当初明細書の文言及び具体的な開示内容に忠実な解釈を求め、そこに直接的かつ一義的に導き出せない事項の追加を厳しく制限する姿勢を示している。この司法判断の厳格さは、特許権者にとっては、特許庁段階で訂正が認められたとしても、訴訟段階で覆されるリスクが常に存在することを意味する。特に、実施例の記載が限定的である場合に、そこから一般的な技術思想を抽出してクレームを訂正しようとする際には、当初明細書にその一般化を裏付ける原理原則や、効果の普遍性に関する十分な説明が記載されているか否かが、より一層厳しく問われることになる。

III. 専門家による解説と本判決の意義

本判決に関して、深見特許事務所の高橋智洋氏は詳細な判例レポートを発表しており、その分析は本判決の理解を深める上で非常に有益である³。

A. 訂正要件（新規事項追加）の解釈における本判決の位置づけ

高橋氏は、本件が訂正の許否に関して特許庁と裁判所とで判断が分かれた事例であり、新規事項の追加の検討を行う上で参考になる事例であると指摘している³。これは、特

許実務家が、特許庁の判断基準のみならず、より厳格な司法判断の傾向を常に意識し、訂正戦略を立案する必要性を示唆している。

本判決は、特に数値範囲を伴う訂正や、特定の実施例から一般的な技術思想を抽出しようとする訂正において、当初明細書におけるサポートの程度が厳しく問われるという近年の司法判断の流れを再確認させるものと言える。裁判所が、単なる技術的自明性や当業者の推論に頼るのではなく、あくまで当初明細書の「記載」そのものから訂正事項が直接的かつ一義的に導き出せるかを重視する姿勢は、新規事項追加の判断における基本的な考え方として定着しつつある。

B. 明細書における実施例の記載とサポートの範囲

本判決の判断において、当初明細書の実施例が特定の条件（四角形断面、1 辺 4mm）に限定されていたこと、そして、訂正事項（「曲率半径 0.8mm 以上の円弧」）が基礎となる多角形の形状や寸法を限定していなかった点が重視された³。これは、訂正によって導入される技術的範囲の広さと、それを裏付ける当初明細書の開示の広さ及び深さとの間に整合性が求められることを示している。

高橋氏の解説を踏まえると、本判決は、訂正後のクレームがカバーしようとする範囲全体について、当初明細書が実質的に開示していると言えるかどうかが問われた事例である。特定の実施例しか記載がない場合、その実施例から逸脱する範囲や、より一般的な概念を包含するような訂正を行うためには、その一般化を正当化する原理原則や、異なる条件下でも同様の効果が得られることの蓋然性を示す記載が当初明細書に存在することが不可欠となる。本件では、そのような記載が欠けていたため、特定の実施例

（0.8mm の円弧）から「0.8mm 以上」という範囲への拡張、及びそれを任意の多角形に適用するという一般化が、新規事項の導入と判断された。これは、特許請求の範囲の記載が発明の詳細な説明によりサポートされていなければならないというサポート要件の考え方とも通底するものであり、訂正の場面においても、その訂正によって特定される発明が当初明細書によって十分に裏付けられている必要があることを示している。

C. 「略」等の用語の解釈と明確性要件との関連

高橋氏は、本件の訂正が、先の審決取消訴訟で「『略多角形』は、『基礎となる多角形断面』と区別するのが困難」として明確性要件違反を指摘されたことを受けて行われたものである点に言及している³。そして、「略」の文言は、「約」、「およそ」、「実質的に」、「本質的に」等とともに「範囲を不確定とさせる表現」とされるが、これらの表現を含むことにより直ちに明確性要件違反となるものではなく、明細書等の記載及び技術常識も考慮して、発明として明確であるかという観点から「実質的に」判断されるべきであると述べている³。

この解説は、本件の背景にある「略多角形」という用語の明確性の問題と、今回の新規事項追加の問題との関連性を示唆している。当初のクレームで「略多角形」という曖昧な表現を用いたことが、明確性要件違反の指摘を招き、その解消のために行った訂正が、今度は新規事項追加という別の問題を引き起こした。これは、特許実務において、クレーム表現の選択がいかに重要であるか、そして、曖昧な表現を用いる場合には、その意味内容を明細書中で具体的に定義したり、複数の実施例で具体化したりするなど、その解釈の範囲を明確にするための手当てを当初明細書に施しておくことの重要性を示している。もし「略多角形」の意図する範囲が、例えば「角部が所定の曲率半径範囲で丸められた多角形」であることが当初明細書に明確に記載されていれば、後の訂正の余地も異なっていた可能性がある。曖昧な用語を用いた結果、明確性要件と新規事項追加という二つの要件の狭間で身動きが取れなくなるという、「二律背反」の状況に陥るリスクを本件は示していると言える。

IV. 今後の特許実務への示唆と留意点

本判決及び高橋氏による解説は、今後の特許実務、特に明細書作成及び補正・訂正戦略において、多くの重要な示唆と留意点を提供するものである³。

A. 明細書作成時における留意事項

本判決から得られる最も重要な教訓の一つは、明細書作成段階での開示の充実が、将来の権利行使や訂正の可能性を大きく左右するということである。高橋氏が提言するように、以下の点に留意することが望ましい³。

1. 課題解決に直結する構成要素の具体的特定:

発明の課題解決に不可欠な構成要素については、可能な限り具体的な特定方法を検討する。例えば、本件のように形状が重要となる発明においては、単に「略多角形」とするだけでなく、その「略」が意味する具体的な形状的特徴（例えば、角部の曲率、辺の直線からの許容誤差など）を定義し、それを裏付ける実施例を複数示すことが望ましい。

2. 「略」等の用語を用いる場合の定義付け:

やむを得ず、あるいは戦略的に「略」や「約」といった範囲を不確定にする表現を用いる場合には、その用語が何を意味するのか、どの程度の範囲を包含する趣旨なのかを明細書中に明確に定義しておくことが推奨される。これが将来的な補正・訂正の根拠となり得る。

3. 数値範囲の技術的意義の明示:

クレームや明細書中で数値範囲を限定要素として記載する場合、その数値範囲自体が持つ技術的意義（なぜその範囲なのか、範囲の臨界点でどのような効果の違いが

生じるのか等)を併せて明示しておくことが極めて重要である。本件では、「0.8mm 以上」という範囲の技術的根拠が当初明細書から読み取れなかったことが致命的となった。実施例で特定の数値が示されている場合でも、それが単なる一点のデータなのか、ある範囲の下限値や上限値としての意味を持つのかを明確に区別し、後者であればその理由を説明する必要がある。

これらの留意点は、いわば将来の紛争や訂正の必要性を見越した「予防的開示戦略」の重要性を示している。明細書作成者は、発明を最も広く、かつ、権利行使可能な形で保護することを目指すと同時に、万が一クレームが広すぎると判断された場合や、先行技術との関係で限定が必要となった場合に備え、より狭い範囲での権利化を可能とするための「フォールバックポジション（代替的な権利範囲）」を明細書中に多数用意しておくべきである。本件は、そのような準備が不十分であった場合に、いかに権利の維持が困難になるかを如実に示している。

B. 補正・訂正戦略への影響

本判決は、補正・訂正戦略を立案する上で、特に以下の点に注意を払うべきことを示している。

1. 安易な一般化の回避:

特定の実施例に記載された事項（特に数値）を基に、より一般的な概念や広い範囲へと訂正によって拡張しようとする場合、その一般化・拡張が当初明細書全体から見て直接的かつ一義的に導き出せるかを慎重に検討する必要がある。単に技術的に自明であるとか、効果が連続的に変化するはずだといった推論だけでは、裁判所の厳格な判断基準をクリアできない可能性が高い。

2. 特許庁判断への過信禁物:

特許庁の審査段階や審判段階で補正や訂正が認められたとしても、それが最終的な司法判断と一致するとは限らないことを常に念頭に置くべきである。特に新規事項追加の判断については、本件のように特許庁と裁判所で見解が分かれるケースが散見されるため、より保守的かつ厳格な基準で訂正の可否を自己評価する必要がある。

3. 訂正の根拠の明確化:

訂正を行う際には、その訂正事項が当初明細書のどの記載箇所に、どのようにサポートされているのかを明確に特定し、論理的に説明できるように準備しておくことが不可欠である。

C. 本判決から得られる教訓

本判決から得られる最大の教訓は、当初明細書の開示の質と量が、特許権の運命を決

定づけるということである。発明の核心部分に関する記載が不十分であったり、実施例が限定的で一般化の根拠が欠けていたりする場合、特許付与後にその瑕疵を訂正によって完全に治癒することは極めて困難である。

本件では、「略多角形」という当初の曖昧な表現が明確性要件違反とされ、その是正を試みた訂正が新規事項追加と判断されるという、いわば「袋小路」に陥った。これは、最初のボタンの掛け違いが、後になって取り返しのつかない事態を招くことを示している。特許出願戦略においては、単に早期の権利化を目指すだけでなく、将来の権利行使や紛争の可能性も見据え、強固で瑕疵のない特許権を取得するための明細書作成に最大限の注意と労力を払うことの重要性を、本判決は改めて特許実務家に突き付けている。当初の開示が不十分であることのリスクは、後からの努力では容易に覆せないという、特許制度の厳然たる原則を再認識させる事例と言えるだろう。

V. 結論

「多角形断面線材用ダイス」事件（知財高判令和7年2月27日 令和6年（行ケ）第10013号）は、特許の訂正における新規事項追加の判断基準、特に当初明細書の記載範囲の解釈に関して、司法の厳格な姿勢を改めて示した重要な判決である。

本判決は、特許庁が許容した訂正を知財高裁が新規事項の追加に該当すると判断し、審決を取り消したものであり、両者の判断基準の差異が明確に示された。裁判所は、訂正事項が当初明細書に記載された特定の実施例から直接的かつ一義的に導き出せるか、また、その一般化を裏付ける技術思想や効果の普遍性が開示されているかを重視し、安易な推論や一般化を認めない立場を採った。

この判決は、特許実務に対し、以下の重要な示唆を与える。

1. **明細書作成の重要性:** 将来の訂正の可能性を考慮し、発明の課題解決に資する構成や数値範囲については、その技術的意義や効果の発生原理を含め、具体的かつ多角的に開示しておく必要がある。曖昧な用語を用いる場合は、その定義を明確にすることが求められる。
2. **訂正戦略の慎重な検討:** 特定の実施例に基づく訂正、特に数値範囲の導入や拡張を伴う訂正は、新規事項追加のリスクが高いことを認識し、当初明細書におけるサポートの有無を厳密に検証する必要がある。
3. **司法判断の重視:** 特許庁の判断が最終的なものではなく、裁判所ではより厳格な基準で審査される可能性を常に考慮し、権利化戦略及び紛争対応戦略を策定する必要がある。

本判決は、特許権者にとっては厳しい内容である一方、第三者にとっては特許権の範囲

の予測可能性を高めるという側面も持つ。特許制度の安定的な運用のためには、出願時における質の高い明細書の作成が不可欠であり、本判決はその重要性を改めて強調するものとして、今後の特許実務において参照されるべき重要な判例の一つとなるであろう。

引用文献

1. 国内裁判例・審決例レポート | 弁理士法人 深見特許事務所, 6 月 7, 2025 にアクセス、https://www.fukamipat.gr.jp/d_report/
2. 検索ページ | 知的財産高等裁判所 - Intellectual Property High Courts, 6 月 7, 2025 にアクセス、
https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/list?page=3&sort=1&filter%5BcaseType%5D=true&filter%5Brecent%5D=true
3. 国内裁判例・審決例レポート - 弁理士法人 深見特許事務所, 6 月 7, 2025 にアクセス、https://www.fukamipat.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2025/05/06_2024_Gyoke_10013.pdf
4. 【裁判例：令和 6(行ケ)10013】知財ポータルサイト『IP Force』, 6 月 7, 2025 にアクセス、<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14601>
5. 特許 令和 4 年（行ケ）第 1 0 0 1 9 号「多角形断面線材用ダイス」（知的財産高等裁判所 令和 4 年 1 1 月 1 6 日）, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.soei.com/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E3%80%80%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%94%E5%B9%B4%EF%BC%88%E8%A1%8C%E3%82%B1%EF%BC%89%E7%AC%AC%EF%BC%91%EF%BC%90%EF%BC%90%EF%BC%91%EF%BC%99%E5%8F%B7%E3%80%8C%E5%A4%9A%E8%A7%92%E5%BD%A2/>
6. 2023.2 月号 - 大江橋法律事務所, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.ohebash.com/jp/newsletter/IPNewsletter202302.pdf>